

最高裁秘書第281号

令和4年2月3日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和4年1月25日に答申（令和3年度（最情）答申第46号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第30号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和3年9月9日（令和3年度（最情）諮詢第30号）

答申日：令和4年1月25日（令和3年度（最情）答申第46号）

件名：裁判所採用情報ナビゲーター「さいたん」の原案を提出した職員の氏名が  
書いてある文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「裁判所内の公募に対し、裁判所採用情報ナビゲーター「さいたん」の原案  
を提出した最高裁職員の氏名が書いてある文書」（以下「本件開示申出文書」  
という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は  
作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」とい  
う。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事  
務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、  
最高裁判所事務総長が令和3年8月2日付けで原判断を行ったところ、取扱要  
綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮  
問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

特定のツイッターアカウントが、特定年月日時に「さいたん」の公募に関す  
るツイートをしたことからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 裁判所採用情報ナビゲーター「さいたん」の作成に当たっては、裁判所内で  
原案の公募は実施していないため、本件開示申出に係る文書は作成又は取得し  
ていない。
- 2 なお、苦情申出人は、特定のツイッターアカウントに投稿されたツイートの  
内容によれば、本件開示申出に係る文書が存在する旨主張するが、当該ツイー

トの投稿は裁判所が行ったものではない。当該ツイートがどのような根拠に基づいて行われたものであるかは不明であるが、裁判所採用情報ナビゲーター「さいたん」の作成に当たって、裁判所内で原案の公募を実施していないのは、前述のとおりである。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| ① 令和3年9月9日  | 諮問の受理               |
| ② 同日        | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月14日  | 審議                  |
| ④ 令和4年1月21日 | 審議                  |

## 第6 委員会の判断の理由

1 当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、裁判所採用情報ナビゲーター「さいたん」は、最高裁判所の職員が作成したところ、その作成に当たっては、裁判所内で原案の公募は実施されていないことが認められた。したがって、上記の確認結果からすると、「さいたん」の作成に当たり、裁判所内で原案について公募が実施されていないために、本件開示申出文書について作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

人子雅戶長委員正門口委員